

ピュシスと正義論

— 吉田氏の反論への再応答 —

瀬 口 昌 久

序

『古代哲学研究』X X (1988) に掲載された拙論：「魂の国制と国家の徳—プラトン『国家』における人間と国家のアナロジー再考—」（以下拙論とする）のなかで、私は吉田雅章氏の論文：「正義論と專業の原則」（『長崎大学教養部紀要』, 1984. pp. 1-25）（以下①とする）に関する批判を述べた。それに対して、私が批判した論点について吉田雅章氏から詳しい反論が寄せられた：「国家建設の原理—瀬口論文への応答—」『古代哲学研究』X X I (1989)（以下②とする）。いたらぬ論文にもかかわらず応答をよせてくださり深く感謝を述べたい。本小論文は吉田氏の反論に対して、さらに私の立場を明確にすることを目的に書かれたものである。

私が先の論文で受け入れられないとしたのは、吉田氏のピュシス見解のいかなる点であったのだろうか。今一度繰り返せば、ピュシスを「国家に必要とされる各仕事の本質規定」とみなしておいて、「我々の生まれつき持ち合わせた素質・能力」「ある仕事に対する生まれつきの適性」等と解する理解や訳をピュシスから徹底的に斥ける理解である（拙論：p.23）。結論から述べるならば、今回寄せて下さった反論を拝見しても、このピュシスという語から「生まれつきの素質」という理解を徹底的に排除することは不可能であるし、プラトンが吉田氏の言うような極めて限定された仕方でピュシスという語を使用しているとは私にはどうてい考えられない。吉田氏の論の不透明な点と私の論点に対する誤解を指摘してみたい。さいわい吉田氏が私の氏への批判点を3つにまとめて反論されているので、その3つの論点に関して私の再反論を述べてみたい。

(論点I)

吉田氏のピュシス理解にたてば、ピュシスは国家に与えられた仕事の本質規定であり、守護者のピュシスは仕事と知の内容を規定するものになるが、守護者の持つべきピュシスは374e-376cでそのように規定されているのではない。

今回の論文で吉田氏は、「守り手の ϕ (=ピュシス)のはらむ矛盾の解決がエートスという場で考えられ、それがまた ϕ と呼ばれていることの意味は決して見過ごされるべきではない。」と力説されている(②: p.32)。吉田氏自身が今回の論文で認めざるを得ないように、この箇所ではプラトンがピュシスと呼んで規定しているものは「気概あるもの」であり、ピュシスにおいて「知を愛するものである」であり、さらに正確に言えば「知を愛し、気概があり、敏速で、強い人間であるべき」ことである。守護者の持つべきピュシスの規定は376c7で、「ではその人は、もともとそのように生まれついているとしよう。(houtos men de an houtōs hyparchoi)」として決定され、それ以降はそのような自然的素質を持った者の養育が述べられている。つまりここでピュシスと明確に呼ばれているのは、守護者の仕事そのものではなく、その仕事にふさわしい「エートスという場で考えられ」たものの方である。先の拙論でも述べたようにプラトンは、「専門の原則」において、人間のピュシスの総てを問題にしているのではなく、仕事に関わるピュシスだけを問題にしようとしている。その意味でピュシスの規定は、ある仕事に対する適性として仕事と密接に関係している。しかし、決してその仕事自体はプラトンによってピュシスと呼ばれてはいないのである。そして、それは農夫の場合でもなんら異なりはしない。国家の発生が原理的に考察され始めたその時に、まず農夫、大工、織物工、靴作りが国家の成員として導入される。各人の仕事として(to hautou ergon) (369e2)、農夫には「食糧供給」の仕事が、大工には「家作り」、織物工には「衣服を作る」の仕事などがあげられる。そしておのおのの分業のやり方がアデイマントスによって肯定された時に、人のピュシスの違いはソクラテスが思いついたものとして導入されている。

「いや、それはソクラテス、おそらくは前のやり方の方が、後のよりも容易でし

よう」「ゼウスに誓って」とぼくは言った、「それも決して不思議ではないのだ。というのは、君がいま答えたとき、ぼくのほうでも思い至ったのだが、第一にわれわれひとりひとりの生まれつきは、けっしてお互いに相似たものではなく、自然本来の素質の点（ ϕ ）で異なっていて、それぞれが別々の仕事に向いているのだ。そうは思えないかね」「たしかにそう思います」（370ab）

（以下プラトンの引用は岩波版プラトン全集から借用する）

吉田氏は、a8の「われわれ」（*hēmōn*）を持たないAM写本の方を取るのだが（①：p. 23, n.18）、その是非はとりあえずしておくとしても、ソクラテスのピュシスの差異の導入とアデイマントスの答えとが、なぜ関連させられているかはその続きの結論を見ればあきらかである。

「こうして以上のことから考えると、それぞれの仕事は、一人の人間が自然本来の素質（ ϕ ）に合った一つのことを、正しい時機に、他のさまざまのことから解放されて行う場合にこそ、より多く、より立派に、より容易になされるということになる。」（370c）

仕事を分業することがそうしない生活よりもより容易であるように、仕事に対する適性としてピュシスが、各人の仕事の達成をより容易にする要因の一つとして、仕事の規定のあとに導入されるのである。そのピュシスを仕事の本質規定と理解するなら、農夫や大工や織物工や靴作りの仕事が規定されている後に、なぜそれぞれの仕事の本質規定が異なっていることをわざわざ思いついて、アデイマントスに確認までとらねばならないのか、全く理解できないといわねばならない。農夫の場合においても、ピュシスと呼ばれるのは決して仕事の本質規定ではないし、プラトンはそのようなことを一言も明言していない。

吉田氏は守り手の ϕ が矛盾しており、そのことが守り手の生じえないことを意味するけれども、 ϕ がエートスという場面で考えられる時、そのような営みの可能性が示されるという（②：p.32）。しかし、吉田氏はこの守護者の規定が一貫して、血統のよい（*gennaios*）犬と生まれのよい（*eugenēs*）青年（375a3）との比較として述べられていることには全く言及されていない。相反する ϕ は、単にエートスとして存在す

るというのではなく、それが自然的素質として存在することが、gennaios な犬の場合によって確かめられているのである。

「それは、ほかの動物たちのなかにも見ることができようが、しかしとりわけ、われわれが守護者との比較に出した動物のうちに、よく見ることができるだろう。というのは、君は素姓のよい犬について、こういうことを知っているはずだ。つまりそういう犬たちは、よく慣れて見知っている人たちにはこのうえなく穏やかであるが、見知らぬ人たちにはその正反対の態度をとることを、生まれつきの習性として持っているということだ。」(375d10-e4)

φから自然的素質を排除する論理として、吉田氏は守護者のφが矛盾を含むものとして考えられながらも、その仕事の規定されていないからφが仕事の成立に先だつてあるという想定ができないと考えられている。しかし、それでいて、「φがエートスという場でまずは確認されることになる」と言われる(②:p.33)。私がそこで自然的素質と呼んでいたのは、吉田氏が「エートスという場で」確認されているものではなかったのであろうか(拙論:p.22)。吉田氏は守護者の仕事の規定されていない段階で、それに適した自然的素質は決められないといいながら、その仕事を可能にするφがエートスという場で成り立つことを認めている。吉田氏が自説を守るためには、氏が「エートスの場で成り立つ」と呼んでいるものが、なぜ自然的素質と呼びえないかを明確に指し示すべきである。相反していると言われる守護者のピュシスが、血統のよい(gennaios)犬と生まれのよい(eugenēs)青年との比較として述べられている時に、ピュシスからあえて自然的素質という意味を排除するにはよほどの明確なテキスト上の根拠が必要であると私は考える。

ここで吉田氏が誤解されている点として述べておきたいことは、プラトンの国家構築の順序において、仕事の規定が人間の自然的素質の想定の後であるとは私は少しも述べていないことである。そうではなくて国家に要請される様々な機能へと各人を割り当ててゆく原理として、自然的素質の差異が導入されていると述べているのである。ここで想定されている自然的素質というのは、決まった花を咲かせる花の種のようなものではない。それは環境によって良くも悪しくもなりうる可塑性を含むものであり、ある仕事が立派に容易になされるための必要条件にすぎない。そしてその自然的素質

は、知識や技術知の過程において顕現するというのが第二の論点での私の指摘であった。逆に吉田氏の理解における致命的な難点のひとつは、一つの共同体の中で守護者の規定を説明できても、誰がそのような守護者や補助者になるのか、という選抜の原理を見いだせないことにあると言えるだろう。吉田氏は「一定のエートスがまっとうな教育によって形成される」と考えている(②：p.33)。吉田氏のいうエートスが単に教育のみによって成立するものならば、一体誰を守護者として教育するのであるか。どうして誰をも守護者のようなエートスの持ち主に教育できないのか。教育によって守護者のエートスを持ってない者は怠け者の落伍者というのだろうか。もし教育によってどのようなエートスの形成も可能であるなら、一見相反するエートスの形成もなんら問題とならない。そのようなエートスが血統のよい犬のなかに(くどいようだがそれは犬の教育がよかったという意味ではない)見いだされることを確認しなければならなかったのは、そのようなエートスが自然的素質として存在しうるかどうかの問題であるからである。

この守り手の選抜ということに関して、吉田氏は413d-eをあげて「様々な労苦や苦痛、また快樂の状況の中で、自分自身と自分が学んだムーシケーのよき守り手であり、そのような状況のなかでよきリズムと調和のある者として自分自身を示す者」であると指摘する(②：p.37)。しかし、この箇所(412b-414b)においては、単に守り手が教育によって形成されるということだけではなく、つまり教育によって「よく記憶を確保したり、欺きによって考えを変えることのない者に」作りあげるのではなく、さまざまな試練を通じて、守護者の任に最もふさわしい人間を幼少期から観察し選抜することが述べられる。選抜の段階で課せられるのは教育的あるいはムーシケーそのものというよりも、選抜のための試練や苦痛や競争である。しかし、それは試練によって人間を強靱な精神力の持主に鍛えあげるという観点からなされるものではなく、守護者にふさわしい自然的素質を有しているかどうかを、試練に置かれた状況を観察することによって見いだすことに力点が置かれている。

私がまた「 ϕ を教育や学びから切り離して」(②：p.37)述べてはいないことは、拙論のなかにおいて、 ϕ の差異が経験的事実として確認されていること、それが遊びを重視した幼児期の教育の場において発現すること、魂の先天的特性と後天的な特性との関連が重要であることなどのプラトンの論点を私が繰り返し指摘していることから極めて明らかである。なぜ自然的素質の差異を想定することが、教育と切り離され

たり仕事と切り離されたりすることに直結されてしまうのか理解に苦しむといわざるをえない。φは仕事を立派に容易にするための十分条件ではなく、必要条件であるとプラトンは考えていると私は言っているのである。そしてピュシスが自然的素質と理解される時にこそ、その素質の持ち主に対する教育が重要になるのである。もし吉田氏の言うようにピュシスが仕事や役割の本質規定をなすものであれば、そのようなピュシスを持った者を教育することこそ余計な議論になってしまうだろう。

2

(論点II)

第一の大波におけるピュシス理解から、自然的素質を排除することは出来ない。

吉田氏はこの箇所の仕事に対する適性を読むことに誘いこまれそうになるが、この箇所の語るところはそこにはないという(②:p.33)。第一の大波の問題は、男女に共通の教育が習慣と相容れないという点にあるのではなく、「むしろ仕事とこれを行うものの関係の設定(ある仕事の誰かへの配置)、言い換えれば、『おのおのが自分自身のことをする』という際の、『自分自身(hautou)のこと』とそれが再帰的に指示する『おのおの』の成立に関わる問題だったと考えられる。」と言われる(②:p.34)。これがいったい何を意味しているかは鈍い私にはなかなか理解しがたい。つづいて吉田氏は次の箇所をF文とする(②:p.34)。

專業の原則に従えば、「男のφと女のφは異なる」以上、「仕事もそのそれぞれに、自分自身のφに応じた別のを配置することが当然である」(453b-c)。

吉田氏は專業の原理とそこから導かれる男女の機会均等への反論(F文)の間において、「埋められない隔たり」があり、專業の原理をF文へ書き換えることは出来ないという。その埋められない隔たりとは何であろうか。テキスト上の根拠として、F文では再帰代名詞のhautouが仕事ではなくφにかかっていることを指摘し、そのためF文の反論は「自分自身のφ」というものが何かあるという想定をしていることで成り立っていると考えると述べておられるように思われる。しかし、F文にしめされた

「男女の機会均等の原則への反論」の解決は、『国家』のテキストに従えばピュシスの相違を何に関係して規定するのかという点を考慮に入れずに導入したからであるという仕方でなされている(454b)。「自分自身の ϕ 」を想定したこと自体は反論解決のためには何ら否定されてはいないし、「それ故にこそこの反対論に対し」て、ピュシスが仕事にかかわるものとして規定されるのでもないのである。F文に示された反論は、ピュシスを自然的素質全般に解したことから生じているのであって、各人の自然的素質を想定したからではない。後者は一貫してこの論議でも認められているといわねばならない。

また吉田氏は455b-eの箇所を次のように解している(②:p.35)。「ある人が何かに関してよき自然本性を有するか否か」ということは、その人の学びの諸々の様態そのもののうちにあるということである。「学び知り、習い覚える」際の「様態」によって、その者をその ϕ あるものと捉えることである。しかし、それではなぜに「学び知り、習い覚える」際の様態に差異が生まれてくるのであろうか。そのような様態における差異を生み出すものを自然的素質というのではないのであろうか。

吉田氏は予め「男、女」の ϕ の「ある」ことを想定することが、ここでは否定されていると考えている。 ϕ が自然的素質と理解されていたのは反対論者だけであって、ソクラテスにとってではないという。しかし、それでは男と女の ϕ の違いはソクラテスによって全く否定されていたのであろうか。男と女の ϕ の差異は、專業の原則が本来問題としていた仕事そのものに関係するようなものとしては違いはないが、少なくとも女は子を生み、男は生ませるという点では異なっている(454d)。つまり、仕事という点ではなく、生殖における役割に関して男女の ϕ は異なる。それにとどまらず、さらにソクラテスは仕事に関して「ただすべてにつけて女は男よりも弱いだけなのだ」(455c-e)という「問題発言」すらしている。問題は男と女のピュシスを前提するか否かではなく、あくまでも專業の原則において言及されるピュシスがなんらの限定をも受けていなかったことにあるのである。

以上見てきたことから、「F文では仕事とそれを行なう(振りあてられる)者の関係が、その教育・学びなしに、行なう者自身の ϕ の想定とそれの仕事への適性によって設定されるのに対して、かの原理においては、教育を与えることによってしか、それを行なう人自身の仕事は成立せず、その人がそれに従って行なう、その人の自然本性もあるとはいえないという、その点にある」(②:p.36)、という解釈は、F文

に対する解釈としては『国家』の当該の文脈において根拠をもたないであろう。

3

(論点Ⅲ)

φの差異は不透明な想定ではなく、極めて周到な配慮のもとに導入されている。

この点に関して、吉田氏は「人間の自然的素質が全く平等である」という見解は自分のものでないということにとどめている(②：p.31)。ということは人間の自然的素質が等しい、等しくないということを吉田氏は全く考慮しないということであろうか。人間の自然的素質の差異という考えを排除するならば、残る選択肢は人間の自然的素質の差異はないか、あるいはそれを徹底して、人間にはなんら自然的素質というものは存在しないことになろう。吉田氏は後者の理解に立つのだろうか。それとも、そのような問題はそもそも『国家』を書いたプラトンの問題意識のなかに存在していないとみなすのであろうか。少なくともプラトンが『国家』を書いた時点において、人間の自然的素質の差異をなんら想定していないということになるのだろうか。果たして『国家』全体の文脈でそのようなことがいえるだろうか。

プラトンが『国家』を書くにいたる道筋を見てもそのような理解がいかにも不自然であるか知られるだろう。人間がいかにして善く生きることができるのか、そのために人間の卓越性である徳を目指した生き方を模索し、そもそも徳とは何であるかを問い、それをいかにして獲得しうるかは、そもそも初期対話編以来一貫してプラトンによって繰り返し問われてきたモチーフであった。徳が教えるものかどうかをめぐる、『プロタゴラス』では自然的素質が巧みに取り入れられていることを拙論ではすでに指摘した(拙論：p.24-5)。そして初期対話編にまとめを与えている対話篇ともいえる『メノン』においても、冒頭から人間の徳性が教えるものか、訓練によるのか、生まれつきの素質なのかが問われている。『メノン』においては、徳が生まれつきであることは否定され、また知識であることも否定され探求はアポリアに陥って終わるわけであるが次の箇所は見逃せない。

「じっさい、もしそうだとしたら、きつとこんなことも行われていただろう、つまり、もしすぐれた人達が生まれつきによるとししたら、おそらくわれわれのところには、若者達のなかから生まれ付きのすぐれた者を見分ける人々がいて、われわれはその指示により、そういう若者達をひきとってアクロポリスの中にとじこめ、それこそ黄金に封印するのよりも、もっと嚴重に封印した上で、保護警戒したことだろう。だれもこの若者達を墮落させることのないように、そして、彼らが成年に達したあかつきには、国のために役立つ人間になってもらうためにね。」(89b)

これはもちろん非現実的な想定である。しかしながら、『メノン』においては、徳が生まれつき備わることも、知識として学ばれることも否定されてアポリアで終わる。そのことを考えれば、ここの記述は単なる反実仮想として捨てられる願望ではなく、優れた素質の者を正しく養育するという『国家』の「哲人王」の思想に発展する主題がすでに内包されているといえるのではなかろうか。

また、『国家』においても、理想の正義の国家が変動を蒙り腐敗墮落する経緯(545d-547c)は次のように語られている。

「この幾何学的な数の総体こそがあのようなことを、すなわち、より良き出生とより悪しき出生とを、支配するのであって、お前たちの国の守護者たちがこの出生の良い悪しを知りそなって、しかるべき時機にそむいて花嫁たちを花婿たちに娶わせ共に住ませるとき、その子らはよき素質に恵まれることなく、幸せに恵まれることもないだろう。(546c-d)」

また、我々は『国家』の最後が、人間の生まれつきの異なりを物語るエルのミュートスで締めくくられていることを知っている。そのことを思い浮べるだけでも、プラトンが人間の自然的素質の差異を『国家』において考えていなかったと想定することがいかに不自然であるか分かるであろう。勿論プラトンは生まれつきによる決定論者でも運命論者でもない。どのような自然的素質をもって生まれた者にも善き生をおくことは可能であるということが示されていることは銘記しなければならない。プラトンは優れた素質をもつ人間の生を「平等」の名の下に抑圧するのではなく、真実在

をめざす優れた生へと育むことにより、彼等の生の可能性を発展させる。そして彼等はそのことによって、彼等とは異なる自然的素質を与えられた他の者たちの生を文字どおり守護する。国家において要請される仕事・役割の中で、全ての者が各人の自然的素質に最も相応しい仕事を果して余計な手出しをせずに、国家において節制と正義の徳が保たれ、全ての者が魂の調和を与えられた幸福な生を可能にするように導くのである。

結び

我々がプラトンから目を転じて、現在の正義論にまで視野を広げて考える時においても、人間の生まれつきの差異を想定することは決して奇妙なことではない。むしろ人間の生まれつきの差異を含む社会的自然的偶然のおかげで個人が取得した能力・才能・技能を社会的にどのように扱い対処するのかということは、拙論で取り上げたB. Williamsに見られるように（拙論：p.27）、現在の正義論を考える上での不可欠の前提となっているといえるのではなかろうか。

近年、低迷していた正義論に新たな光を与えたとして、盛んに取り上げられ論じられたジョン・ロールズの『正義論』においてもそれはあてはまるであろう。彼が正義の二つの原理を提出したことはよく知られている。第一原理は「平等な自由原理」であり、第二原理は社会的経済的不平等を認められるのは次の二つの条件が満たされるように配列されるべきだとして、「格差原理」（difference principle）と「機会の公正な平等原理」が提起されている。格差原理は、「正義にかなった貯蓄原理と相容れる形で、最も不利な状況にある人々の利益の最大化のため」に不平等が認められるべきであることを内容としている。この格差原理を田中成明氏は次のように評価している。

「格差原理の注目すべき特徴は、自由主義的な形式的平等原理があまりにも多くのものを社会的・自然的偶然に委ねすぎていることに重大な制約を加え、社会的・自然的偶然のおかげで個人に与えられたり個人が取得したりした能力・才能・技能などを、一つの社会的な共同資産とみなして、それらを、社会のすべての人々、とくに最も不利な状況にある人々利益のために利用すべしと、平等問題をめ

ぐる従来の議論の視座の転換を求めているということである。」

(ジョン・ロールズ著／田中成明編訳『公正としての正義』木鐸社 p.12)

個人の自然的・社会的に与えられた才能や能力に対して、その社会がいかに位置付け報酬を与えるかということは、このロールズに限らず現代の倫理学において様々な論者によって繰り返し問われている基本的問題である。『国家』の正義論における人間のピュシスや能力と社会における役割分担としての「専門の原則」の問題は、全く同じ形ではないけれども、現代の正義論においても形を変えながら問い直され引き継がれていると言わねばならないであろう。社会において不可欠な社会的役割が社会の構成員に期待されることと、人間には様々な自然的特性の差異があると想定することは本質的に矛盾することではない。それらが相容れずに相互排他的であると前提するところから、あるいはそのような課題に対する取り組みを無視することから、吉田氏が表明されるような私の先の論文全体への誤解(②: p.30註2)が生じているのではないだろうか。プラトンは『国家』において、国家と身体とのアナロジーを用い、国家の役割を担う人間として、いわば「機能的な人間」として職人たちを導入している。しかし、そのような機能的人間をプラトンは自己の理論構築のために、架空のロボット人間として虚構しているのではない。プラトンの描く国家の職人たちが、様々な差異を備えあわせている具体的な人間存在にたえず照し合されていることを、我々は決して忘れてはならないのである。